

関係者ヒアリング資料

世界自然保護基金ジャパン（WWFJ）

自然保護室 主任 花輪 伸一

沿岸域の保全と港湾

花輪伸一 (WWF ジャパン)

1. WWF の活動

1-1. 使命

WWF の使命は、次の 3 つの活動によって、地球環境の悪化を食い止め、人類が自然と調和して生きられる未来を築くこと。

- ・世界の生物多様性を守る
- ・再生可能な自然資源の持続可能な利用が確実に行なわれるようにする
- ・環境汚染と浪費的な消費の削減を進める

1-2. 6 つの重点課題

- ①森林, ②淡水, ③沿岸海洋, ④野生生物, ⑤気候変動, ⑥有害化学物質

1-3. エコリージョン保全 (グローバル 200)

日本：黄海, 南西諸島, 琵琶湖, オホーツク海

2. WWF の沿岸・海洋プログラム

プログラム・ゴール (日本)

- ・地域住民とともに、保全計画を作成し、持続可能な利用を実現する
- ・それが、地域振興や経済活性化につながるというモデルを作り、広げる
- ・漁業資源の過剰利用を防ぐための漁獲管理

プログラム・ターゲット

- ① 生物多様性調査 (市民+研究者+行政)
- ② 地域住民, 利害関係者への広報
- ③ 議員, 議会, 行政へのロビイング
- ④ 保護区, ラムサール条約湿地
- ⑤ 保全のための行動計画
- ⑥ 地域振興計画

3. ラムサール条約

3-1. 沿岸関連の決議・勧告

● 決議 VII. 21 (1999 コスタリカ)

「潮間帯湿地の保全と賢明な利用」に関する決議

この決議は、干潟や藻場、塩性湿地、マングローブなどの湿地が、漁業、生物多様性、海岸、水質の保全や教育、レクリエーション利用など、大きな社会的、環境的価値を持っていることから、締約国に、干潟等の消失と保全状況を記録、報告し、悪影響を与える政策を見直し、長期的保全策を導入するよう求めている。

● 勧告 VI.4 (1996 ブリスベーン)

「アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力」

- ・東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク
- ・日本 (8 か所)：吉野川河口, 谷津干潟, 漫湖, 東京港野鳥公園, 鹿島新籠海岸, 大阪南港野鳥園, 藤前干潟, 球磨川河口

● 決議 VIII. 16 (2002 バレンシア)

「湿地復元の原則と指針」

(A) 良質の自然湿地は、復元された湿地では置き換えることができない。

(B) いかなる湿地復元計画においても、最も重要なステップは、非常に明確かつ具体的な目標、目的および到達基準を作ることである。

- ① 計画は集水域レベルで行われるべきである。
- ② 計画は水資源の配分原則を考慮すべきである。
- ③ 計画には地域共同体を参加させるべきである。
- ④ 復元の約束と価値の高い自然湿地を引き替えにすることは回避すべきである。

- ⑤ 復元のためには長期間の管理が必要である。
- ⑥ 融通のきく管理の原則を採用すべきである。
- ⑦ 計画に際しては自然の過程を考慮すべきである。
- ⑧ 慎重に計画することによって、好ましくない副次的な影響が現れる可能性を抑えることができる。
- ⑨ 復元の成功には、湿地復元事業の目標、目的および到達基準を明確に理解することが重要である。

●決議 VIII.4 (2002 バレンシア)

「統合的沿岸域管理に湿地の問題を組み込むための原則およびガイドライン」

(1) 統合的沿岸管理 (ICZM) とは何か

持続性の原則により、経済発展、世代内・世代間の公平を達成し、効果的な生態系管理を実現するために、沿岸域の利用者、利害関係者、意思決定者をひとつにまとめるための仕組み

(2)原則とガイドラインの目的

- ・湿地の重要性、役割について理解と認識を深める。
- ・沿岸域の計画策定・意思決定者が、湿地の機能と価値を十分考慮して、保全と賢明な利用が確保できるようにする。

(3)原則

A. 役割と重要性の認識

- 1.ラムサール条約は沿岸湿地の保全と賢明な利用に取り組む
- 2.湿地保全と賢明な利用を ICZM に組み込むことが不可欠

B. 価値と機能の認識

- 3.沿岸湿地は利益をもたらす

C. 保全と持続利用の仕組み

- 4.湿地に関する法的、制度的枠組みを盛り込む
- 5.利害関係者が全面的に参加する
- 6.ラムサール条約登録地は重要湿地の特定と認識に役立つ
- 7.沿岸湿地は劣化、消失しやすいが、再生は困難である

D. 統合的生態系管理

- 8.集水域管理、海洋・漁業管理と連携する

(4)ガイドライン

- 1.ラムサール条約の約束を守る
- 2.湿地保全と賢明な利用を ICZM に組み込む
- 3.沿岸湿地の価値と利益を認識する
- 4.沿岸プロセスにおける湿地の役割を認識する
- 5.沿岸湿地が水流・水質の制御に果たす役割を認識する
- 6.沿岸湿地は気候変動・海面上昇の緩和に役立つことを認識する
- 7.湿地に依存する種に関する認識を高める
- 8.法制度の枠組み、管理権の重複の問題を解決する
- 9.利害関係者を参加させる
- 10.ラムサール条約登録地の役割、その管理を ICZM に位置づける
- 11.沿岸湿地の劣化、消失、再生について検討する
- 12.沿岸湿地、ICZM、集水域管理、海洋・漁業管理の関係を認識する

4. 港湾と自然環境の保全

- (1) ラムサール湿地 (登録地)
- (2) シギ・チドリ類ネットワーク
- (3) 漁業
- (4) 統合的沿岸管理
- (5) 合意形成